

議案第 69 号

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例の制定について

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例を次のように制定する。

平成 25 年 8 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、北本駅から桶川駅までの間に新駅を建設すること（以下「新駅建設」という。）について、その賛否を市民に問うことを目的とする。

(住民投票)

第 2 条 前条の目的を達成するため、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(執行)

第 3 条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を北本市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(投票日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日を超えない範囲内において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、速やかに選挙管理委員会に通知するものとする。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知があったときは、当該投票日をその7日前までに告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票の投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により北本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であつて、前条第3項の規定による告示の日の前日において北本市の選挙人名簿に登録されているもの又は登録される資格を有するものとする。

（投票資格者名簿）

第6条 選挙管理委員会は、投票資格者について投票資格者名簿を調製しなければならない。

（投票の方法）

第7条 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 投票人は、新駅建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、新駅建設に反対するときは投票用紙の反対欄に○の記号を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

3 視覚障害を有する投票人は、点字による投票を行う場合においては、新駅建設に賛成するときは投票用紙に点字により賛成を、新駅建設に反対するときは投票用紙に点字により反対を自ら記載して、これを投票箱に入れなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

5 住民投票は、1人1票とする。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第9条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに対して記載したのか確認し難いもの
- (6) ○の記号を自ら記載したものでないもの
- (7) 何も記載していないもの

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、投票資格者が賛否を判断するのに必要な情報の提供に努めるものとする。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

2 前項の投票運動は、投票日の前日までとする。

(不在者投票管理者)

第12条 不在者投票管理者は、不在者投票管理者となるべき者から不在者投票管理者となることについて承諾が得られた場合に限り置くものとする。

(投票及び開票)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、北本市の議会の議員及び長の選挙に係る公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(結果の報告等)

第14条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、速やかに市長にこれを報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により選挙管理委員会から報告があったときは、速やかにその結果を告示するとともに、北本市議会議長に通知するものとする。

(住民投票結果の尊重)

第15条 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

議案第 69 号参考資料

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票条例（平成 25 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿)

第 2 条 条例第 6 条に規定する投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）に記載する事項は、条例第 5 条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の氏名、住所、性別及び生年月日とする。

(登録)

第 3 条 北本市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、条例第 4 条第 3 項の規定による告示の日の前日（年齢については、同条第 1 項に規定する投票日）現在により、投票資格者を当該告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票用紙)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項に規定する投票用紙の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

(点字投票)

第 5 条 条例第 7 条第 3 項に規定する投票人は、点字による投票をしようとする場合においては、その旨を投票管理者に申し立てなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定による申立てがあったときは、点字による投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

3 条例第 7 条第 3 項に規定する投票用紙の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

4 次に掲げる点字による投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成及び反対のいずれも記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの
- (6) 賛成又は反対を自ら記載したものでないもの
- (7) 何も記載していないもの

(代理投票)

第6条 条例第7条第4項に規定する投票人は、自ら○の記号を記載することができない旨を投票管理者に申請しなければならない。

2 投票管理者は、前項の規定による申請があった場合においては、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(投票録及び開票録の様式)

第7条 北本市住民投票投票録及び北本市住民投票開票録の様式は、様式第3号及び様式第4号のとおりとする。

(投票に関する書類の保存)

第8条 住民投票に関する書類は、選挙管理委員会において、条例が失効する日まで保存しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

		○をつける欄
反対	賛成	選択肢

年 月 日 執行

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票

北本市選挙管理委員会之印

【注意】

一 新駅の建設について、あなたがよいと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。

二 ○のほかは何もつけなくてください。

様式第2号（第5条関係）

記 載 欄	点字投票
	年 月 日 執行
	北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票
	北本市選挙管理委員会之印
	【 注 意 】 新駅の建設について、賛成するときは「賛成」と、 反対するときは「反対」と点字により欄内に記載してく ださい。

年 月 日 執行

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票 投票録

第 投票区

1 投票所開設場所						
2 投票立会人	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び事由	送致人
選挙管理 (1) 委員会の 選任した者		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分		
		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分		
		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分		
		年 月 日	午後 時 分 ～ 午後 時 分	午後 時 分		
(2) 投票管理者の 選任した者		(参会時刻) 午後 時 分				
		(参会時刻) 午後 時 分				
3 投票所開閉時刻	午前 時 開始		午後 時 閉鎖			
4 投票の状況		投票資格者 名簿登録者	投票当日 有権者数	投票者数		
				投票所での 投票者数(A)	不在者投票 者数(B)	総数 (C) = (A) + (B)
	男					
	女					
	計					
(1) 投票所閉鎖の時刻までに受けた不在者投票	総数 人	[受理と決定した者の数 人]				
	不受理の決定を受けた者	(氏名)				
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)				
(2) 点字投票者数	総数 人 (男 人、女 人)					
(3) 代理投票者数	総数 人 (別紙のとおり)					
(4) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(5) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(6) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(7) 投票拒否の決定をした者		選挙人氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
	投票の拒否 (代理投票の拒否を除く)					
	代理投票の拒否					
5 投票所事務従事者	総数 人 (1選管書記 人、2職員 人、3その他 人)					

年 月 日 調製

投票管理者

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人

投票立会人

投票立会人

投票立会人

年 月 日 執行

北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票 開票録

北本市

1 開票所開設場所									
2 開票立会人		氏名		参会又は選任時刻		辞職の時刻及び事由			
(1) 選挙管理委員会 の選任した者				午前(後)	時	分			
				午前(後)	時	分			
				午前(後)	時	分			
				午前(後)	時	分			
				午前(後)	時	分			
(2) 開票管理者 の選任した者				午前(後)	時	分			
				午前(後)	時	分			
3 開票所開閉時刻		年 月 日 時 分 開会			年 月 日 時 分 閉会				
4 拒否の決定等を 受けた投票		受 理		不 受 理					
5 開票の 結果 の内 訳	(1) 投票の内訳	投票総数(B)+(C)=(A)		有効投票(B)		無効投票(C)			
						無効投票率(C) ÷ (A) %			
	(2) 有効投票の内訳	記号投票		票					
		点字投票		票					
	(3) 無効投票の内訳	記号投票	所定の投票用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号のほか、他事を記載したもの	○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの	○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに対して記載したのか確認し難いもの	○の記号を自ら記載したものではないもの	何も記載していないもの
	点字投票	所定の投票用紙を用いないもの	賛成又は反対以外の事項を記載したもの	賛成又は反対のほか、他事を記載したもの	賛成及び反対のいずれも記載したもの	賛成又は反対のいずれを記載したのか確認し難いもの	賛成又は反対を自ら記載したものではないもの	何も記載していないもの	
	(4) 点字投票	票							
6 投票の結果		選択肢	賛 成			反 対			
		票 数	票			票			
7 開票事務従事者		総数		人 (1選管書記		人、2職員		人、3その他	
				人)					

年 月 日 調製

開票管理者

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人
 開票立会人
 開票立会人

開票立会人
 開票立会人
 開票立会人